

郵便のユニバーサルサービスに係る課題等に関する検討会
現状と課題等に関するワーキンググループ（第10回）
議事要旨

- 1 日時：平成29年4月26日（水）13:30～15:15
- 2 場所：総務省11階 共用1101会議室
- 3 出席者：
 - (1) 構成員
米山主査、東條主査代理、大谷構成員、大平構成員、佐々木構成員
 - (2) 事務局（総務省）
北林郵便課長、牛山貯金保険課長、森田信書便事業課長、松岡郵政行政総合研究官、
神保企画課課長補佐、渡辺郵便課課長補佐、馬宮郵便課課長補佐

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 議題
 - ① 政策的低廉料金サービスについて
 - ② 郵便法施行規則の改正について
 - ③ 地域における郵便局ネットワークの維持について
 - ④ 本WGのこれまでの議論について
 - ⑤ その他
- (3) 閉会

5 議事要旨

- (1) 政策的低廉料金サービスについて
- (2) 郵便法施行規則の改正について
事務局から資料1-1「政策的低廉料金サービスについて」、資料1-2「第四種郵便物（通信教育、蚕種）に関する関係各省からの回答（全文）」及び資料2「郵便法施行規則の改正について」について説明した。質疑応答は「(4)本WGのこれまでの議論について」で行った。
- (3) 地域における郵便局ネットワークの維持について
事務局から資料3「地域における郵便局ネットワークの維持について」について説明した。主な質疑応答は次のとおり。

米山主査：1ページの「直接的な支援措置はあるのか」という意見について、日本郵便は「国、地方公共団体、郵便局の利用者が施設の支援について検討いただければありがたい」と受け身だが、郵便局は地方を担う主体として認知されており、また地域の方々の信頼もあると思っているので、地域を担う主体としてももう少し積極的に主張しても良いと思う。

事務局：日本郵便に伝えさせていただく。

佐々木構成員：コストをどのように回収するか等様々な視点があったと思うが、既にあるネットワークを維持していくに当たっては、地域振興や過疎対策事業等できることを増やしていく、既にできあがっているネットワークを何らかの形で使っていくことが大事だと思う。地域と連携してできることがあれば、積極的にネットワークを利用していくべきではないかと思う。

大谷構成員：資料3の6ページや9ページの図に郵便局が記載されており、郵便局が生活や暮らしを支える公共的な機能の1つを担い、欠くことのできない機能の1つとして認識されていると感じた。各省において実証事業が行われていたり、様々な予算が振り分けられていることを考えると、公共性の高いサービスを担う人的リソースが限られていることが我が国全体の実態として現れている。地方公共団体と協力して、より効率的に生活を支える基本的なサービスのレベルを維持する工夫が望まれていると思う。郵便局を含むコミュニティの賑わいにもなると思う。地方公共団体の事務の取扱いをすることで郵便局の収益にもなると思うので、日本郵便も「今後も要望があれば検討をして参りたい」と前向きな姿勢を示していただいているが、むしろ日本郵便が積極的に地方公共団体や利用者のニーズを吸い上げていくことも必要であると思うし、吸い上げに当たってはおそらく総務省では自治行政関係のミッションになると思うので、総務省としても積極的にニーズの把握に務めることができると思う。もし実際にニーズを把握しているのであれば教えていただきたい。

また、6～9ページで様々な交付金等についてご説明いただいたが、郵便局ネットワークの維持のために具体的にどのような使い方があるのか、どのように手続きをするのか情報があれば教えていただきたい。

事務局：1点目の自治体のニーズ把握については、当部としても問題意識を持っているので、担当部局とも調整しながら、ニーズの把握ができないかどうか考えていきたい。

2点目の交付金等の具体的な使い方については、先ほどご説明したとおり、郵便局を直接支援するものではなく、地方公共団体が地域の暮らしを支える中で、各主体の役割分担に関する計画を作っていただく必要がある。その中で郵便局がどのような役割を担うか。例えば金融の拠点がなければ地域の住民で簡易郵便局を運営するといったことが考えられる。郵便局以外の商店等の拠点も合わせて形成することができる。特に「“地域の暮らしサポート”実証事業」では、地域の協定の範囲となるが、日々の見守りや買い物支援等、日本郵便の配送インフラを活用しながら地域においてどのような役割を果たせるか、郵便局が参画できる余地があると思っている。

大平構成員：小学生が毎月1回独居の高齢者に葉書を送っている地域があると伺った。地域の人たちが課題をみんなで解決していこうと、郵便局ネットワークを活用してできることがあってすばらしいと感じた。「集落ネットワーク圏」の事業にしても「“地域の暮らしサポート”実証事業」にしても、地方公共団体が事業を行うが、地域の人たちがどの程度その事業に向かっているか。事業があるからやるのではなく、その事業をやることで地域がどう変わるかを整理しながら事業を行っていくことで、地域が変わるし、実証事業の先進地になると思う。

東條主査代理：郵便局ネットワークの法令上の基準は、すぐに見直しということではないと思うが、やや硬直的であるというのが私の一貫した意見。現在は郵便・貯金・保険の3事業とも黒字を維持しているため、喫緊の課題として基準の緩和や法令改正にはつながらないが、中長期的には基準の見直しも視野に入れつつ検討をお願いしたい。また、移動郵便局等のサービスは一時閉鎖中の郵便局の応急的な対応のみ活用しているとのことだが、柔軟に考え

ることができれば、より機能的なユニバーサルサービスの維持が可能になると思う。

また、基準の見直しとなるとコスト削減や基準を少し緩和してより効率的にネットワークをスリム化するという議論になりがちな印象を受けるが、本日の事務局の問題意識はよく理解できて、直営郵便局、簡易郵便局それぞれにメリット、デメリットがある。11ページのように直営郵便局にしかできないサービス、あるいは直営郵便局だからこそ提供可能な様々な事業があるのだろうと思う。既にあるネットワークをより有効かつ、積極的に活用するという視点は、効率化あるいはコスト削減一辺倒の議論ではない新たな視点だと思う。

米山主査：過疎地において、ユニバーサルサービスを維持するために郵便局の活動を阻害するような規制はあるのか。つまり、もう少し活動を広めに考えることができれば、過疎地で郵便局が活躍できるような余地はあるのではないか。

事務局：現状で直ちに問題となっているような規制はないと思う。

米山主査：郵便局は金融機関でもあるので、コミュニティマネーやエコマネーといった得意分野で地域に貢献する等、発想を柔軟にすれば様々な発想が出てくると思う。郵便局が様々なことをしようとしたときに、制約にぶつかるかのではないかと思った次第。もし、日本郵便に問題意識があるのであれば、ぜひ出していただきたいと思う。

事務局：日本郵便に確認する。

米山主査：前回のWGでは、どちらかというコストの低い簡易郵便局にするしかないという議論だったが、本日の資料を拝見すると、前回のような一方通行の議論ではなく、直営郵便局には直営郵便局のメリットがあるということだった。後継者の問題等長期的なコストをトータルで考えると、直営郵便局、簡易郵便局のどちらがコストが安いかは直ちには言いがたい。柔軟に考えていると感じた。

(4) 本WGのこれまでの議論について

事務局から資料4「本WGのこれまでの議論について」について説明した。主な質疑応答は次のとおり。

米山主査：情報開示について省令が改正され、日本郵便の収支の内訳がより開示されることになった。ユニバーサルサービス維持の観点から、経営に規律を与えるという意味で情報開示はとても大事。競争上出せない情報もあるかとは思いますが、ユニバーサルサービス維持のため、できる限りの情報開示を日本郵便にお願いしたい。

東條主査代理：今回の郵便料金の見直しを実施しても、もしかすると、十分な収支の改善が見込まれないかもしれない、あるいは経営基盤が安定した形で確保されないかもしれない。ユニバーサルサービスの安定的な提供は法律上の義務であるので、これを維持する観点から、日本郵便の経営効率化による一層のコスト削減、収益拡大のための商品開発といったことを継続的に行っていくことが大前提であるが、それに加えて、郵便料金見直しにすぐ飛びつくのではなく、サービス水準等の柔軟化も含めて総合的に検討すべきと思う。いかがか。

事務局：ご指摘のとおり、料金見直し、経営の効率化、収益拡大に向けた商品開

発といった選択肢に加えて、日本郵便の経営状況やユニバーサルサービスの提供状況を踏まえた上で、サービス水準の柔軟化も含め様々な検討をしていくことが必要になってくるのではないかと考えている。

大谷構成員：資料1-1で政策的低廉料金サービスについてまとめていただき、各省の意見を改めて拝見すると、例えば通信教育では受講者の経済的負担を軽減することにより教育の機会を確保したり、教育の機会を拡大したりという社会的な意義を主張されている。元々の制度の趣旨と変わっていたとしても何らかの意義があると受け止められる。また、農林水産省の「1円たりとも」という意見もあったかと思う。

ただ、政策的低廉料金サービスは構造的な赤字となっているため、もし、ユニバーサルサービスの維持に支障が生じることとなったときに、社会的な意義を主張している各省庁においてどういう政策を講じていくのか。現状では特段の予算措置はお持ちでないというのが大半だったと思うが、意義があると考えているのであれば、一民間事業者に担わせ続けることのできるのか、様々な可能性について考えていくことが必要になってきていると思う。

資料1-1では議論の整理のために利用状況に関する定量的な項目を整理する欄があるが、これは後日埋めた上で検討材料として示されるということだが、現状がどうなっているのか、将来的な展望として維持するためにそれぞれができることは何なのか、日本郵便だけに任せていいのかという観点も含めて、定量的な現状把握ができればいいと思う。それぞれの制度の意義には濃淡が出てくると思うが、何ができるのか一緒に考えていけるような情報提供をいただき、確認ができればと思う。

米山主査：政策的低廉料金サービスは当面は維持すべきであると思うが、様々な環境の変化があるので、一民間事業者である日本郵便のみに負担を求めることが適切かどうかを踏まえて継続的に見直しを行うことが必要。今回、各省から必要性を実証的に示していただくことになっているため、ある意味ではスタートラインに立ったと思う。これまで各省は政策的低廉料金をあまり認識していなかったが、各省から社会的必要性を実証的に示していただき、それらを踏まえて、制度をこのまま維持するのか、あるいは、日本郵便に負担させるべきかなどの議論になると思う。個人的な意見だが、政策的低廉料金サービスも日本郵便がCSRを果たすために、必要性、説得性があれば十分立派なCSRとして認識してもらえらると思う。まずは制度の必要性を検討することがスタートラインとして重要だと思う。

大谷構成員：特に心身障害者用低料第三種及び点字・特定録音物等について、厚生労働省の話聞いた際にも実感したところだが、同じ障害を抱えている方が共同で購読している情報誌等が障害者の生活を支えているということと、障害者は情報に接することに高いハードルを抱えているため、社会全体で支えることの意義がとても大きい。この制度は維持することが必要だと思うし、本WGでもコンセンサスが得られたと思っている。一方で、厚生労働省においても代替性のある新しい技術の導入について積極的に検討していることが伺えたが、現時点では現状の制度を維持することが重要だと思う。それ以外の制度については濃淡が出てくると思う。

東條主査代理：各省ヒアリングの全体的な感想としては、定量的な数字が全く足りないという状況であり、政策的な必要性を強調された傾向が強かったという

印象を持った。学術刊行物について、低廉な料金が存続しているために電子化が阻害されているとの意見があったが、その通りだと思う。パラダイムシフトをするには思い切った施策の転換が重要である。さらに、第四種郵便物よりも低廉な料金のメール便があったり、消費者マインドというか学術刊行物の利用者も情報を広く求めた形で利用する。こういうサービスがあるのであれば、規制側で低廉料金を存続させる必要はないという判断もあると思う。電子化へのシフトの啓蒙の部分かもしれないが、ICTへのマイグレーションの可能性を検討することはとても重要という印象を持った。

大谷構成員：最近再配達の軽減や人手不足の解消のために、民間の物流会社では料金の見直しに加えてサービス内容の見直しを行っている。また、ドイツではAIを導入して再配達が起きないように工夫をしている。日本郵便の平均的な労働時間や長時間労働となってしまう時期があるのかについては把握していないが、昨今話題になっている働き方改革が今後実行に移された場合に日本郵便も影響を受けると思うが、サービス水準の維持に困難を来すことがあるのか。サービス水準を見直さなくてはならなくなるのか。事務局で情報を持っていたらご教示いただきたい。

事務局：確たる情報は今持ち合わせてはいない。政府において3月28日に「働き方改革実行計画」が取りまとめられた。業種横断で残業の上限規制をするもの。日本郵便も例外なく適用される。今後、日本郵便とも連携しながら、働き方改革にも対応しつつ、ユニバーサルサービスの継続的な提供が可能となるような検討を進めていきたいと考えている。

米山主査：今回、省令改正によりいくつかの措置をしていただいた。迅速な対応で評価すべきものと考えている。その他の法律による見直しが必要な事項については継続的に検討を行ってほしい。

(5) その他

次回の本WGの開催日時は、別途連絡することになった。

以上